

幼稚園利用者の皆様へ

幼児教育・保育の無償化に伴う追加のご案内について

1 幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）のご案内

・・・保育することが困難な事由が【育児休業中】の方の認定手続き

日頃より、本市のこども未来行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）に係る保育の必要性の認定手続きにおきまして、保護者の保育することが困難な事由に「育児休業中」が追加されましたので下記のとおり、保育の必要性の認定に係る提出書類の受付を開始します。

(1) 保育することが困難な状況と認定期間

事由	要件	認定期間
育児休業中	申請日時時点で育児休業を取得している方で、申請日以前から継続して月 64 時間以上園等を利用している場合	育児休業取得対象児童が満 1 歳になる月の月末まで（または育児休業対象児が満 1 歳になる月よりも前に育児休業が終了する場合には、終了日が属する月の月末まで） 例：4月1日が誕生日の児童 ⇒ 満1歳になるのは3月31日 ⇒ 利用期限は3月末まで

(2) 各区こども家庭課での受付

※保護者から在籍している幼稚園が所在する区のこども家庭課へ直接、必要書類をご提出ください。

申請方法	受付期間	給付認定通知書の 発送時期
区こども家庭課 窓口に提出	給付認定開始希望月の前々月の1日 ～前月10日（10日が土・日、祝日の場合は翌開庁日まで）	給付認定開始希望月の 前月下旬ごろ保護者宛 てに発送

※令和元年10月から給付認定を希望する場合、受付期間は9月10日までとなります。

【保育の必要性の認定（給付認定）に係る提出書類】・・・「育児休業中」の場合

①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号）**B2**

②就労（内定）証明書**B3** …配偶者のもう一方が就労している場合

※ただし、自営業の場合は就労（内定）証明書**B3**に替えて、自営業等就労証明書及び自営を証明するもの（営業許可証・開業届等）、又は収入を証するもの（前年分の確定申告等）

※配偶者のもう一方が、就労以外の事由による場合は、該当する事由の必要書類を添付

③就労（内定）証明書（育児休業期間の明記が必要）

中央保健福祉センター こども家庭課 〒260-8511 中央区中央4-5-1 ☎043 (221) 2172	花見川保健福祉センター こども家庭課 〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 ☎043 (275) 6421	稲毛保健福祉センター こども家庭課 〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 ☎043 (284) 6137	若葉保健福祉センター こども家庭課 〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 ☎043 (233) 8150	緑保健福祉センター こども家庭課 〒266-8550 緑区鎌取町226-1 ☎043 (292) 8137	美浜保健福祉センター こども家庭課 〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 ☎043 (270) 3150
--	--	---	---	---	---

2 給食費の補助制度について(補足給付事業)

令和元年10月より、幼稚園が提供する給食のうち、副食費(おかず代等)の食材料費について、下記の方を対象に、保護者負担を軽減する制度が創設されます。

【対象者】

- ・年収360万円未満世帯の園児
- ・保護者の所得によらず、通われている園児が第三子以降の園児
※兄弟カウントの仕方は、小学校3年生までのきょうだいの中で、対象となる園児が何人目にあたるかで判定

【対象経費】

- ・副食材料費(おかず代)
- ※主食費(ご飯、パン、麺類等)は対象外

なお、国から正式な通知がありましたら改めて保護者の皆様へ幼稚園経由でお知らせ予定です。
対象となる保護者の皆様は、幼稚園が発行する領収書をなくさないように大事に保管をお願いします。

問い合わせ先：

【保育の必要性の認定手続きに関すること】

幼保運営課 管理班 ☎043-245-5726 又は以下の各区こども家庭課

中 央 ☎221-2172 花見川 ☎275-6421 稲 毛 ☎284-6137

若 葉 ☎233-8150 緑 ☎292-8137 美 浜 ☎270-3150

【給食費の補助制度(補足給付)について】

幼保支援課 幼児教育振興班 ☎043-245-5100